



## 後納制度（国民年金保険料の納期限の延長）が始まります

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得等の届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり年金そのものが受給できなくなってしまうこと（保険料納付や免除等の合計が25年（300月）未満の場合）があります。

このような事態をさけるために、昨年、法律が改正され、平成24年10月1日から、国民年金保険料の納めることができる期間が過去2

年から10年に延長となる後納制度が始まります。

具体的には、平成14年10月以降の納められなかった保険料を納めることができるようになります。

ただし、すでに老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができませんので、ご注意ください。

また、後納保険料を納付するためには事前に申し込みいただき審査することがあります。

審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。



### 後納保険料の額

後納制度によって納めることができる保険料（後納保険料）の額は、納付しなければならなかった当時の保険料額に一定額が加算された額となります。

平成24年度中（平成24年10月1日から平成25年3月31日まで）に納めることができる後納保険料の月額額は次のようになっています。

平成14年度分	14,940円
平成15年度分	14,720円
平成16年度分	14,510円
平成17年度分	14,560円
平成18年度分	14,610円
平成19年度分	14,640円
平成20年度分	14,760円
平成21年度分	14,840円

なお、保険料の後納制度は、平成24年10月1日から実施されますので、遡って納められる平成14年度分の保険料というのは、平成14年10月分までとなります。したがって、平成24年11月になると、平成14年11月分の保険料までしか後納できません。

このように、後納制度によって納められる保険料は10年前までとなっていますので、保険料の後納が実施される平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間の期間中でも遡って納められる保険料は毎月変わることになります。



詳しくは、「国民年金保険料専用ダイヤル」または旭川年金事務所へお問い合わせください。

#### 【専用ダイヤル（ナビダイヤル）】

☎0570・011・050

（IP電話、PHS電話は

☎03・6731・2015）

#### 【受付期間】

平成24年8月1日（水）～

平成25年8月30日（金）

#### 【受付時間】

・月曜日

午前8時30分～午後7時

（月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで）

・火～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

・第2土曜日

午前9時30分～午後4時

※祝日、12月29日～1月3日は

ご利用いただけません。

#### ◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

（電話34・2121内線413）

日本年金機構 旭川年金事務所

（電話0166・72・5002）